

## 東京都主任介護支援専門員研修清瀬市推薦の基準について

### 第1 目 的

この基準は、東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱（平成18年8月22日付18福保高介第373号）に定めるもののほか、清瀬市内で活動する介護支援専門員が東京都主任介護支援専門員研修（以下「研修」という。）の受講を希望した場合に、清瀬市からの推薦に係る必要な要件を定めることを目的とする。

### 第2 区市町村推薦要件

清瀬市から推薦するために必要な要件は、次の各号にそれぞれ掲げる要件をすべて満たす者のうち、市長が研修の受講者として適切であると認めた者とする。

なお、推薦不可と決定をする場合は、清瀬市長から「東京都主任介護支援専門員研修清瀬市推薦の不可決定通知書」により研修受講申込者に通知をする。

#### (1) 事業所要件

ア 事業所の実地検査（都、保険者の実地検査等）の結果に特に問題がなく、指導等が終結していること。

イ 集団指導に参加していること。

#### (2) 介護支援専門員要件

ア 実務経験が清瀬市内において1年以上ある者

イ 利用者の自立支援に資するケアマネジメントが適切に実践できている者

ウ 地域包括支援センター又は関係機関と連携し、虐待などの困難事例等のケアマネジメントを経験したことがある者

エ 研修修了後3年程度は引き続き清瀬市内で働く予定がある者

オ 研修申込日の属する年度の前年度及び前々年度の2年間に、清瀬市主催又はケアマネット清瀬で行う研修等に年平均3回以上出席した者。ただし、清瀬市内での実務経験が2年未満である場合は、研修申込日の属する年度の前年度に3回以上出席した者を対象とすることができる。

カ 清瀬市又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議に事例提供者として参加した者

キ その他、市長が必要と認めた者

### 第3 提出書類

研修受講希望者は、東京都が定める申込書類と併せて、以下の書類を提出期限までに提出するものとする。

(1) 東京都主任介護支援専門員研修推薦願（同意書）

(2) 研修受講希望者が作成したケアプラン（アセスメント含む）3ケース分

※個人情報にはマスクングして提出

#### 第4 選考

提出書類及び面接等により、地域における包括的・継続的ケアマネジメントを担う中核的人材としての活躍が期待できるか、研修受講希望者の考え方や資質等を十分に確認した上で東京都への推薦者を選考する。

#### 第5 研修修了後の協力

研修受講希望者及び事業所は、清瀬市の推薦を受けて研修を修了し、名簿登録された場合は以下の協力を行うこと。

- (1) 清瀬市が行う事業に派遣依頼があった場合は協力すること。
- (2) 清瀬市及び地域包括支援センター等からの支援困難事例の受け入れについて、積極的に取り組むこと。
- (3) 地域貢献や他の介護支援専門員に対する指導・助言など主任介護支援専門員としての役割を十分に担うこと。
- (4) 市及び地域包括支援センター等が実施する研修・各種事業等の企画運営に積極的に参画すること。
- (5) 勤務先の変更又は退職時には、清瀬市生涯健幸部介護保険課清瀬市地域包括支援センターまで、その旨をすみやかに連絡すること。

#### 第6 その他

この基準に定めるもののほか、推薦の決定に必要な事項は生涯健幸部介護保険課で協議する。

#### 附 則

この基準は、令和3年4月1日から適用する。